(19)**日本国特許庁(JP)**

(12) 公開特許公報(A)

(11)公開番号 特開2023-32559 (P2023-32559A)

(43)公開日 令和5年3月9日(2023.3.9)

(51)国際特許分類

FΙ

テーマコード(参考)

A 6 1 B 17/00 (2006.01)

A 6 1 B

17/00 5 0 0

4 C 1 6 0

審査請求 未請求 請求項の数 3 OL (全13頁)

(21)出願番号 特願2021-138761(P2021-138761) (22)出願日 令和3年8月27日(2021.8.27)

(71)出願人 000001339

グンゼ株式会社 京都府綾部市青野町膳所 1 番地

(74)代理人 110003041

安田岡本弁理士法人

(72)発明者 加藤 優季

京都府綾部市青野町膳所1番地 グンゼ

株式会社内

(72)発明者 中村 日菜美

京都府綾部市青野町膳所1番地 グンゼ

株式会社内

F ターム (参考) 4C160 DD03 DD55 DD65 MM33

NN04

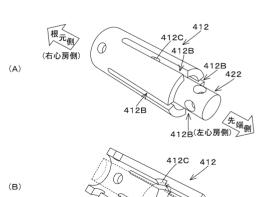
(54)【発明の名称】 医療用材料

(57)【要約】

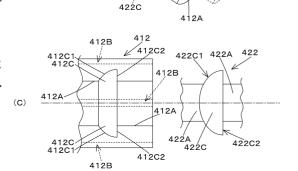
【課題】心房中隔欠損症に対して、遠隔期の不具合の可能性がほとんどない、低侵襲の治療を実現する医療用材料を提供する。

【解決手段】医療用材料は、生体吸収性材料の編み目状組織の1つの略中央部と2つの筒部(第1の筒部、第2の筒部)とを含んで形成され、第1の端部112に接合された手元接合部412と、第2の端部122に接合されデリバリーケーブルと螺合する先端接合部422とを含む。手元接合部412と先端接合部422とは、それらが一体化された状態を維持するロックと、一体化された状態を維持しないアンロックと、を可逆的または不可逆的に実現できる。手元接合部412に先端接合部422が挿入されると、手元接合部412の被係合部412に先端接合部422の係合部422でが係合することにより、医療用材料はアンロック状態からロック状態へ遷移される。

【選択図】図11



412C



10

【特許請求の範囲】

【請求項1】

生体吸収性を備えた線材を用いた編み目状組織の1つの略中央部と2つの筒部とを含む 筒体により形成された医療用材料であって、前記2つの筒部は、前記略中央部を挟んだ第 1 の 筒 部 と 第 2 の 筒 部 と を 含 み 、

前記略中央部の筒径が他の部分の筒径よりも小さい形状を備え、

前記略中央部を中心にして前記筒体の長手方向の一端である第1の端部側の前記第1の 筒部と他端である第2の端部側の前記第2の筒部とが形成され、

前記第1の端部と前記第2の端部とが前記略中央部を中心にして離隔して前記他の部分 の筒径が縮小されてカテーテルに前記医療用材料が収納された場合に前記第2の端部側が 前記カテーテルの先端側となり、

前記医療用材料は、

前記第1の端部において前記編み目状組織に接合された手元接合部と、

前記第2の端部において前記編み目状組織に接合された先端接合部とを含み、

前記手元接合部は略中空円筒形状を備え前記先端接合部は略円筒形状を備えるとともに 前記手元接合部の略中空円筒に前記先端接合部の略円筒が挿入可能に形成され、前記手元 接合部と前記先端接合部とが、一体化された状態を維持するロックと、前記一体化された 状態を維持しないアンロックと、を可逆的または不可逆的に実現でき、

前記手元接合部の内径は、前記カテーテルに内挿されるデリバリーケーブルの外径より も大きく、

前記先端接合部は、前記デリバリーケーブル先端と接合された接合状態と、接合されて いない非接合状態と、を選択的に実現でき、

前 記 先 端 接 合 部 と 前 記 デ リ バ リ ー ケ ー ブ ル 先 端 と が 接 合 さ れ た デ リ バ リ ー ケ ー ブ ル が 、 前 記 第 2 の 端 部 側 か ら 前 記 略 中 央 部 を 介 し て 前 記 手 元 接 合 部 の 中 空 筒 に 挿 通 さ れ て 、 前 記 第1の端部側から前記医療用材料の外部へ通すことが可能なように形成され、

前 記 先 端 接 合 部 は 、 前 記 デ リ バ リ ー ケ ー ブ ル の 外 径 よ り も 大 き く 前 記 手 元 接 合 部 の 内 径 よりも小さい外径部と、前記外径部の外径よりも大きい係合部とを含み、

前記手元接合部は、前記外径部に合致した内径部と、前記内径部の内径よりも大きく前 記係合部に合致した被係合部とを含み、

前記 手元 接合 部 に 前 記 先 端 接 合 部 が 挿 入 さ れ る と 、 前 記 手 元 接 合 部 の 被 係 合 部 に 前 記 先 端接合部の係合部が係合することにより前記アンロック状態から前記ロック状態へ遷移さ れることを特徴とする、医療用材料。

【請求項2】

前記手元接合部は、前記内径部に前記係合部が挿入されるときに前記先端接合部側の内 径が拡張するとともに、前記被係合部に前記係合部が係合すると前記拡張が解消される展 開性を備えることを特徴とする、請求項1に記載の医療用材料。

【請求項3】

略中空円筒形状を備える前記手元接合部は、前記先端接合部側の端面から予め定められ た位置であって前記第1の端部側の端面に到達しない位置まで、前記略中空円筒における 外面と内面とを連通する溝であって前記デリバリーケーブルの長手方向に沿った1以上の 満を備えることにより前記展開性を実現することを特徴とする、請求項2に記載の医療用 材料。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

[0001]

本 発 明 は 、 生 体 組 織 に 形 成 さ れ た 穴 を 治 療 す る た め の 医 療 用 材 料 に 関 し 、 特 に 、 カ テ ー テ ル に セ ッ ト さ れ て 血 管 内 を 通 じ て 治 療 部 位 ま で 送 り 込 ま れ て 生 体 内 に 留 置 さ れ る 医 療 用 材料に関する。

【背景技術】

[00002]

20

10

30

人間の心臓は中隔という組織で左右の部屋が仕切られており、左右それぞれに心房と心室とがあり、右心房、右心室、左心房、左心室の2心房2心室で構成されている。このような構成の心臓において、胎児期の発達障害により、右心房と左心房とを隔てる心房中隔に先天的に穴が開いている心房中隔欠損症(ASD:Atrial Septal Defect)という疾患がある。

[0003]

この心房中隔欠損症の治療としては、以下に示す2つの方法がある。ひとつは胸を切って行う外科手術、もうひとつが胸を切らずに、閉鎖栓を使ったカテーテル治療である。

外科手術(パッチ手術)は、人工心肺を使用し、開胸して、穴をパッチにて閉じる。カテーテル治療は、カテーテルに閉鎖栓をセットし、カテーテルを血管内に挿入し、目的の位置(穴の位置)まで送り込んで、その後、閉鎖栓を放出し体内に留置する。このカテーテル治療では胸を切開しないで足の付け根の静脈(大腿静脈)から、細長く折り畳んだ閉鎖栓とよばれる小さな治具(デバイス)を心房中隔に開いた穴の位置まで送り込み、穴を塞ぐものである。このカテーテル治療の長所は、全身麻酔が必要な開胸手術をすることなく、足の付け根(そけい部)という目立たない場所から、ごく小さな皮膚の切開(数ミリ)で治療ができる点である。

[0004]

特開2021-053267号公報(特許文献1)は、このようなカテーテル治療に好適に用いられ、生体内の治療部位にて放出・留置できる低侵襲のカテーテル治療を、複雑な構造を備えず容易かつ確実な操作で可能となり、体内に残存しても遠隔期の不具合の可能性がほとんどない、医療用材料を開示する。

【先行技術文献】

【特許文献】

[0005]

【特許文献 1 】特開 2 0 2 1 - 0 5 3 2 6 7 号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

[0006]

パッチ手術の場合には、人工心肺を使用し、また、侵襲性が高いため入院期間が長くなるという問題がある。カテーテル治療の場合には、人工心肺は使用せず、また、侵襲性も低いため入院期間も短く好ましい。

特許文献1に開示される医療用材料は、本願出願人により開発されて出願されたデバイスであって好評を得ている。ここで、特許文献1に開示される医療用材料は、編み目状組織の2つの筒体(第1の筒部および第2の筒部)により形成され、第1の端部に接合された手元接合部と、第2の端部に接合されデリバリーケーブルと螺合する先端接合部とを含み、手元接合部と先端接合部とが一体化された状態を維持するロックと、一体化された状態を維持しないアンロックと、を選択的に実現できる。このアンロック状態からロック状態への移行(およびその逆)の作業性については、改良の余地が残されていた。

[0007]

本発明は、従来技術として開示された特許文献 1 に開示された医療用材料に鑑みて開発されたものであり、その目的とするところは、生体内の治療部位にて放出・留置できる低侵襲のカテーテル治療を、複雑な構造を備えず容易かつ確実な操作で可能となり、体内に残存しても遠隔期の不具合の可能性がほとんどない、医療用材料を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

[0008]

上記目的を達成するため、本発明に係る医療用材料は以下の技術的手段を講じている。 すなわち、本発明に係る医療用材料は、生体吸収性を備えた線材を用いた編み目状組織 の1つの略中央部と2つの筒部とを含む筒体により形成された医療用材料であって、前記 2つの筒部は、前記略中央部を挟んだ第1の筒部と第2の筒部とを含み、前記略中央部の 10

20

30

40

筒径が他の部分の筒径よりも小さい形状を備え、前記略中央部を中心にして前記筒体の長 手方向の一端である第1の端部側の前記第1の筒部と他端である第2の端部側の前記第2 の筒部とが形成され、前記第1の端部と前記第2の端部とが前記略中央部を中心にして離 隔して前記他の部分の筒径が縮小されてカテーテルに前記医療用材料が収納された場合に 前記第2の端部側が前記カテーテルの先端側となり、前記医療用材料は、前記第1の端部 において前記編み目状組織に接合された手元接合部と、前記第2の端部において前記編み 目状組織に接合された先端接合部とを含み、前記手元接合部は略中空円筒形状を備え前記 先端接合部は略円筒形状を備えるとともに前記手元接合部の略中空円筒に前記先端接合部 の略円筒が挿入可能に形成され、前記手元接合部と前記先端接合部とが、一体化された状 態を維持するロックと、前記一体化された状態を維持しないアンロックと、を可逆的また は不可逆的に実現でき、前記手元接合部の内径は、前記カテーテルに内挿されるデリバリ ー ケ ー ブル の 外 径 よ り も 大 き く 、 前 記 先 端 接 合 部 は 、 前 記 デ リ バ リ ー ケ ー ブ ル 先 端 と 接 合 された接合状態と、接合されていない非接合状態と、を選択的に実現でき、前記先端接合 部 と 前 記 デ リ バ リ ー ケ ー ブ ル 先 端 と が 接 合 さ れ た デ リ バ リ ー ケ ー ブ ル が 、 前 記 第 2 の 端 部 側から前記略中央部を介して前記手元接合部の中空筒に挿通されて、前記第1の端部側か ら前記医療用材料の外部へ通すことが可能なように形成され、前記先端接合部は、前記デ リ バ リ ー ケ ー ブ ル の 外 径 よ り も 大 き く 前 記 手 元 接 合 部 の 内 径 よ り も 小 さ い 外 径 部 と 、 前 記 外径部の外径よりも大きい係合部とを含み、前記手元接合部は、前記外径部に合致した内 径部と、前記内径部の内径よりも大きく前記係合部に合致した被係合部とを含み、前記手 元接合部に前記先端接合部が挿入されると、前記手元接合部の被係合部に前記先端接合部 の係合部が係合することにより前記アンロック状態から前記ロック状態へ遷移されること を特徴とする。

[0009]

好ましくは、前記手元接合部は、前記内径部に前記係合部が挿入されるときに前記先端接合部側の内径が拡張するとともに、前記被係合部に前記係合部が係合すると前記拡張が解消される展開性を備えるように構成することができる。

さらに好ましくは、略中空円筒形状を備える前記手元接合部は、前記先端接合部側の端面から予め定められた位置であって前記第1の端部側の端面に到達しない位置まで、前記略中空円筒における外面と内面とを連通する溝であって前記デリバリーケーブルの長手方向に沿った1以上の溝を備えることにより前記展開性を実現するように構成することができる。

[0010]

さらに好ましくは、前記予め定められた位置は、前記被係合部よりも手元側である前記 第1の端部側の位置であるように構成することができる。

さらに好ましくは、前記係合部および / または前記被係合部は、前記手元接合部に前記 先端接合部が挿入されるアンロックからロックへ遷移されるときよりも、前記手元接合部 から前記先端接合部を離脱させるロックからアンロックへ遷移させるときの方が、前記手 元接合部と前記先端接合部との相対的移動における抵抗が大きい形状を備えるように構成 することができる。

[0011]

さらに好ましくは、前記形状は、手元側である前記第 1 の端部側が先端側である前記第 2 の端部側よりも滑らかな形状であるように構成することができる。

さらに好ましくは、手元側である前記第1の端部側が曲面形状を含み、先端側である前記第2の端部側が平面形状を含んで形成される形状であるように構成することができる。

【発明の効果】

[0012]

本発明の医療用材料によれば、生体内の治療部位にて放出・留置できる低侵襲のカテーテル治療を、複雑な構造を備えず容易かつ確実な操作で可能となる。さらに、本発明の医療用材料によれば、体内に残存しても遠隔期の不具合の可能性がほとんどない。

【図面の簡単な説明】

10

20

30

20

30

40

[0013]

【図1】本発明に係る医療用材料の一例である医療用材料100の全体図(第1の端部と 第2の端部との距離が接近状態)である。

【図2】医療用材料100の全体図(第1の端部と第2の端部との距離が中間状態)である。

【図3】医療用材料100の全体図(その全体がカテーテル300内に収納されて第1の端部と第2の端部との距離が離隔状態)である。

【図4】医療用材料100の全体図(第2の筒部がカテーテル300外に出されて第1の 筒部がカテーテル300内に収納された状態)である。

【図 5 】(A)は図 2 の状態における医療用材料 1 0 0 の部分的な側面図であって、(B)はその A - A 断面図である。

【図6】医療用材料100を心房中隔欠損症のカテーテル治療に用いる場合の概念図である。

【図7】カテーテル治療の手順を示す図6のB部の拡大図(その1)である。

【 図 8 】 カテーテル治療の手順を示す図 6 の B 部の拡大図 (その 2) である。

【図9】カテーテル治療の手順を示す図6のB部の拡大図(その3)である。

【図10】医療用材料100の先端側端部(第2の端部122)に設けられる先端接合部422および手元側端部(第1の端部112)に設けられる手元接合部412を説明するための斜視図である。

【図11】図10に示す図の切断図を含む図である。

【発明を実施するための形態】

[0014]

以下、本発明に係る医療用材料を、図面に基づき詳しく説明する。なお、以下においては、本発明に係る医療用材料の一例として、カテーテル治療に用いられる閉鎖栓(医療用材料100と記載する場合がある)について説明するが、本発明に係る医療用材料は、その他の開口または通路、たとえば心室中隔欠損、動脈管開存等の心臓のその他の開口、および動静脈瘻等の生体のその他の部位(たとえば胃)の開口または通路の閉鎖にも適している。従って、本発明の実施の形態に係る閉鎖栓(医療用材料100)は、心房中隔欠損症の穴を閉鎖するための使用に限定されるものではない。

[0015]

さらに、以下の実施の形態においては、本発明に係る医療用材料の一例である医療用材料 1 0 0 の編み目状組織は生体吸収性(生分解性および生体分解性と同義である)繊維(線材の一例)を編成したものとして説明するが、本発明はこれに限定されるものではない。本発明に係る医療用材料は、生体に形成された穴を閉鎖するカテーテル治療ができる閉鎖栓(医療用材料 1 0 0) であればよく、その編み目状組織も素材も限定されるものではなく、たとえば素材は生体吸収性繊維以外の線材で編成されていても構わない。このような線材としては、閉鎖栓(医療用材料 1 0 0) の形状保持性を備えるために、ある程度の硬度を備える線材であることが好ましい。

[0016]

図1に本実施の形態に係る医療用材料100の全体図(第1の端部112と第2の端部122との距離が接近状態)を、図2にこの医療用材料100の別の全体図(第1の端部112と第2の端部122との距離が中間状態)を、図3にこの医療用材料100のさらに別の全体図(医療用材料100の全体がカテーテル300内に収納されて第1の端部112と第2の端部122との距離が離隔状態)を、図4にこの医療用材料100のさらに別の全体図(第2の筒部120がカテーテル300の外に出されて第1の筒部110がカテーテル300内に収納された状態)を、それぞれ示す。なお、この医療用材料100のカテーテル300内に収納された状態)を、それぞれ示す。なお、この医療用材料100の分かカテーテル300に収納されている状態を、それぞれ示す図である。

[0017]

20

30

40

50

時間遷移的には、図3に示すカテーテル300の内部(内壁310により形成される空間)にその全体が収納されている医療用材料100を、第2の筒部120をカテーテル300の開口部320から矢示Y方向に出すと図4の状態になって、さらに第1のの高部110を矢示Y方向に出すと図1の状態になる。ここで、図2に示す医療用材料100の状態は、第1の端部112と第2の端部122との距離が中間状態であって仮想的な状態ある。また、図5(A)に、この医療用材料100の部分的な側面図を、図5(B)に図2および図5(A)のA-A断面図を、それぞれ示す。なお、図5(B)は、医療用材料100のおよび図5(B)は、医療用材料100の断面図であるが、デリバリーケーブル500のケーブル本体510の断面を図示して、断面図の方向を示すために用いた矢示A方向のケーブル本体510の断面を図示して、断面図の方向を示すために用いた矢示A方向の方向を示すために用いた矢示A方向の方向を示すために用いた矢示A方向の方向を示すために用いた矢示A方向の方向を示すために用いた矢示A方向がら視認できる生体吸収性繊維150の編み目を図示していない。また、図10および図11は、医療用材料100の先端側端部(第2の端部122)に設けられる先端接合部422および手元側端部(第1の端部112)に設けられる手元接合部412ならびに先端接合部422に螺合により接合されるデリバリーケーブル500を説明するための図である。なが、「手元」と「根元」とは同義である。

[0018]

ここで、先端接合部422は、デリバリーケーブル500のケーブル本体510の先端と接合された接合状態と、接合されていない非接合状態と、を選択的に実現できる。たとえば、デリバリーケーブル500のケーブル本体510の先端に雄ネジを設けて略円柱形状の先端接合部422に雄ネジに螺合する雌ネジを設けて(図10(A)ではネジを記載していない)、これらの雌ネジと雄ネジとを螺合することにより接合状態を実現させて、その螺合を解放することにより非接合状態を実現させることができる。

[0019]

これらの図1~図5および図10、図11に示すように、この医療用材料100は、大略的には、線材を用いた編み目状組織の1つの略中央部と2つの筒部とを含む筒体により形成され、この筒体の略中央部130の筒径が他の部分の筒径よりも小さい形状を備え、略中央部130を中心にして医療用材料100における筒体長手方向の第1の端部1120とが形成されている。

[0020]

そして特徴的であるのは、第1の端部112と第2の端部1122とが略中央部130を中心にして離隔して他の部分の筒径が縮小されてカテーテル300に医療用材料100が収納された場合に(図3に示す状態)第2の端部122側がカテーテル300の先端側となる。この場合において、この医療用材料100は、第1の端部112において編み目状組織に接合された手元接合部412と、第2の端部122において編み目状組織に接合された手元接合部412と、第2の端部122において編み目状組織に接合部110を形成する生体吸収性繊維150が手元接合部412に設けられた穴部412日に通されていない生体吸収性繊維150と結ばれること等により第1の端部112において編み目状組織に手元接合部412が接合され、第2の筒部120を形成する生体吸収性繊維150が先端接合部422に設けられた穴部422日に通されていない生体吸収性繊維150が先端接合部422に設けられた穴部422日に通されていない生体吸収性繊維150がたまなが流れること等により第2の端部122において編み目状組織に先端接合部422が接合されている。なお、穴部412日および穴部422日の個数は限定されるものではないが、4個ずつ設けられている。

[0021]

ここで、先端接合部422は、デリバリーケーブル500先端と接合された接合状態と、接合されていない非接合状態と、を選択的に実現できるように構成されている。先端接合部422とデリバリーケーブル500先端とが接合されたデリバリーケーブル500が、第2の端部122側から略中央部130を介して手元接合部412の中空筒に挿通されて、第1の端部112側から医療用材料100の外部へ通すことが可能なように(たとえ

20

30

40

50

ば、第1の端部112にデリバリーケーブル500のケーブル本体510が通る穴が)形成されている。

この医療用材料100の特徴的である構成について、主として図10および図11を参照して、以下に詳しく説明する。

[0022]

これらの図に示すように、手元接合部412は略中空円筒形状を備え先端接合部422 は略円筒形状を備えるとともに手元接合部412の略中空円筒に先端接合部422の略円 筒が挿入可能に形成されている。この医療用材料100においては、これらの手元接合部 4 1 2 と先端接合部 4 2 2 とが、一体化された状態を維持するロックと、一体化された状 態を維持しないアンロックと、を可逆的または不可逆的に実現できる。このようなロック / アンロックを、可逆的または不可逆的に実現するために、以下の構成をこれらの手元接 合部412と先端接合部422とは備える。略中空円筒形状を備える手元接合部412の 内径は、カテーテル300に内挿されるデリバリーケーブル500の外径よりも大きい。 先 端 接 合 部 と デ リ バ リ ー ケ ー ブ ル 先 端 と が 接 合 さ れ た デ リ バ リ ー ケ ー ブ ル が 、 第 2 の 端 部 側 か ら 略 中 央 部 を 介 し て 手 元 接 合 部 の 中 空 筒 に 挿 通 さ れ て 、 第 1 の 端 部 側 か ら 医 療 用 材 料 の外部へ通すことが可能なように形成され、略円筒形状を備える先端接合部422は、デ リバリーケーブル 5 0 0 の外径よりも大きく手元接合部 4 1 2 の内径よりも小さい外径部 4 2 2 A と、外径部 4 2 2 A の外径よりも大きい係合部 4 2 2 C とを含んで形成されてい る。また、手元接合部412は、外径部422Aに合致した内径部412Aと、内径部4 1 2 A の内径よりも大きく係合部 4 2 2 C に合致した被係合部 4 1 2 C とを含んで形成さ れている。ここで、手元接合部 4 1 2 における内径部 4 1 2 A が外径部 4 2 2 A に合致し たとは、少なくとも、内径部412Aの内径が外径部422Aの外径よりも大きく、先端 接合部422の外径部422Aを手元接合部412の内径部412Aに挿入することがで きることを意味している。また、手元接合部412における被係合部412Cが係合部4 2 2 C に合致したとは、被係合部 4 1 2 C の外形形状(凹形状)が係合部 4 2 2 C の外形 形状(凸形状)よりも少なくとも同じまたは少しだけ大きく、先端接合部422の係合部 4 2 2 C が手元接合部 4 1 2 の被係合部 4 1 2 C に係合する(引っ掛かって止まる)こと ができることを意味している。そして、手元接合部412に先端接合部422が挿入され ると、手元接合部 4 1 2 の被係合部 4 1 2 C に先端接合部 4 2 2 の係合部 4 2 2 C が係合 することにより、医療用材料100はアンロック状態からロック状態へ遷移されることに なる。

[0023]

ここで、手元接合部412は、内径部412Aに係合部422Cが挿入されるときに先端接合部422側の内径が拡張するとともに、被係合部412Cに係合部422Cが係合するとその内径の拡張が解消される展開性を備えることが好ましい。

ここで、この展開性は、一例ではあるが、略中空円筒形状を備える手元接合部412として、以下のような構成を備えることができる。たとえば、手元接合部412において、先端接合部422側の端面から予め定められた位置であって第1の端部112側(手元側)の端面に到達しない位置まで、略中空円筒における外面と内面とを連通する溝412Bであってデリバリーケーブル500の長手方向に沿った1以上の溝412Bを備えることにより、この展開性を実現することができる。ここではデリバリーケーブル500の長手方向に垂直な面において線対称かつ点対称に4個の溝412Bを設けている。また、この予め定められた位置は、被係合部412Cよりも手元側である第1の端部112側の位置であることが、良好な展開性を実現できる点で好ましい。

[0024]

また、先端接合部422の係合部422Cおよび/または手元接合部412の被係合部412Cは(ここでは先端接合部422の係合部422Cおよび手元接合部412の被係合部412Cであるがいずれか一方であっても構わない)、手元接合部412に先端接合部422が挿入されるアンロックからロックへ遷移されるときよりも、手元接合部412から先端接合部422を離脱させるロックからアンロックへ遷移させるときの方が、手元

20

30

40

50

接合部412と先端接合部422との相対的移動における抵抗が大きい形状を備えることが、ロック状態を維持しやすくできる点で好ましい。このような相対的移動における抵抗を変化させるために、この形状として、以下のような構成を備えることができる。たとえば、先端接合部422の係合部422Cおよび/または手元接合部412の被係合部412 における形状は、手元側である第1の端部112側が先端側である第2の端部122側よりも滑らかな形状であることが挙げられる。さらに具体的には、図10および図11に示すように、手元側である第1の端部112側が曲面形状412C1および曲面形状422C1を含み、先端側である第2の端部122側が平面形状412C2および平面形状422C2を含んで形成される形状であることが挙げられる。

[0025]

これらの特徴を以下に取り纏めて説明する。

本実施の形態に係る医療用材料100においては、手元接合部412と先端接合部42 2とが、一体化された状態を維持するロックと、一体化された状態を維持しないアンロックと、を可逆的または不可逆的に実現できるように以下の構成を備えるものとなる。

医療用材料100におけるロック/アンロック機構のメカニズムは、編み目状組織の筒体の左心房側(先端側、第2の端部122側)に設けられた先端接合部422および右心房側(手元側、第1の端部112側)に備え付けられた手元接合部412により、手元接合部412に先端接合部422が挿入されると、手元接合部412の被係合部412 C に先端接合部422の係合部422 C が係合することにより、医療用材料100はアンロック状態からロック状態へ遷移されることにより実現される。

[0026]

[0027]

先端接合部422の外径部422Aが手元接合部412の内径部412Aにさらに侵入すると、手元接合部412の被係合部412Cに先端接合部422の係合部422Cが係合することとともに、内径部412Aの内径の拡張が解消されて、医療用材料100はアンロック状態からロック状態へ遷移される。

さらに、限定されるものではないが、手元側である第1の端部112側が曲面形状41 2C1および曲面形状422C1(いずれも半球状(ドーム状))を含み、先端側である 第2の端部122側が平面形状412C2および平面形状422C2を含んで形成される 形状であると、アンロック状態から一旦ロック状態へ移行すると、ロック状態からアンロック状態への移行しにくくできるために、穴にセットされた医療用材料100が誤って脱 落しない点で好ましい。なお、このような係合部422Cおよび被係合部412Cの形状が半球状であることは必須ではなく、球状等にすることによってロック状態/アンロック 状態を可逆的に操作することができる点で好ましい。

[0 0 2 8]

なお、手元接合部412および先端接合部422の素材(材質)は、上述した構成または機能が実現できるものであれば特に限定されるものではなく、金属製で会っても樹脂製

20

30

40

50

であっても生体吸収性を備えた素材であってもその他の素材であっても構わない。

ここで、図示した先端接合部 4 2 2 および手元接合部 4 1 2 の長手方向(デリバリーケーブル 5 0 0 のケーブル本体 5 1 0 の長手方向と同じ)の長さは、単なる一例に過ぎず、アンロック状態とロック状態とを可逆的または不可逆的に実現することができるものであれば限定されるものではなく、それらの長さは適宜に設定される。

[0029]

さらに、図1に示す状態において、個体により異なる心房中隔の厚みに応じて略中央部130の長さ(第1の端部112と第2の端部122との距離でもある)を変更して、さらに、先端接合部422および手元接合部412の長手方向の長さを、心房中隔の厚みが薄い場合には先端接合部422と手元接合部412とがより近づいてロックできるように設定して、心房中隔の厚みが厚い場合には先端接合部422と手元接合部412とがより遠ざかってロックできるように、設定することも考えられる。

[0030]

この医療用材料100は、先端接合部422によりデリバリーケーブル500先端が第2の端部122に接合された医療用材料100の全体がカテーテル300に収納されている状態で、デリバリーケーブル500が操作されて、医療用材料100がカテーテル30の開口部の方向へ進むようにカテーテル300の先端から第2の筒部120に続いて第1の筒部110がカテーテル300の外部へ出されることにより、第1の端部112とが略中央部130を中心にして接近する。さらに、デリバリーケーブル500が操作されて、手元接合部412と先端接合部422とを上述したように一体化させるとともにその状態を維持するようにロックされて医療用材料100により閉鎖される穴に対応した大きさまで他の部分の筒径が拡張された状態が維持される。さらに、デリバリーケーブル500先端とが接合状態から非接合状態へ移行されて、デリバリーケーブル500を内挿したカテーテル300がデリバリーケーブル500とともに穴のある部位から離脱されることが可能に形成されている。

[0031]

これらの手順は、たとえば、この医療用材料100を心房中隔欠損症のカテーテル治療に使用した場合に、図6~図9を参照した使用態様として説明することができる。ただし、本願の図6~図9を参照して説明するこの医療用材料100の使用態様は、本願出願人により出願された、特開2021-053267号公報(本願における特許文献1)、国際公開2016-174972号公報(その米国特許出願公開第2018/0103956A1号明細書)および国際公開2020-012728号公報(その米国特許出願公開第2021/0169497A1号明細書)における図6~図9の説明と、先端接合部422および手元接合部412の構造およびそれらの構造によるロック/アンロックを可逆的または不可逆的に実現できる点を除いて、同じであるために、ここでの詳細な説明は繰り返さない。

[0032]

ここで、図 6 および図 7 における医療用材料 1 0 0 の状態は図 3 の状態(アンロック状態)であって、図 8 における医療用材料 1 0 0 の状態は図 4 の状態(アンロック状態)であって、図 9 における医療用材料 1 0 0 の状態は図 1 の状態(ロック状態)である。

以上のようにして、本実施の形態に係る医療用材料100によると、生体内の治療部位にて放出・留置できる低侵襲のカテーテル治療を、複雑な構造を備えず容易かつ確実な操作で(ロック/アンロックを可逆的または不可逆的に実現)可能となる医療用材料を提供することができる。

[0033]

なお、今回開示された実施の形態はすべての点で例示であって制限的なものではないと考えられるべきである。本発明の範囲は上記した説明ではなくて特許請求の範囲によって示され、特許請求の範囲と均等の意味および範囲内でのすべての変更が含まれることが意図される。

【産業上の利用可能性】

[0 0 3 4]

本発明は、生体組織に形成された穴を治療するためにカテーテルにセットされる医療用材料に好適であり、治療部位にて放出・留置できて低侵襲の治療が可能で、医療用材料が体内に残存しても遠隔期の不具合の可能性がほとんどない点、および、操作性が好ましい点で、特に好ましい。

【符号の説明】

[0035]

100 医療用材料(閉鎖栓)

110 第1の筒部

1 1 2 第 1 の端部

120 第2の筒部

1 2 2 第 2 の 端 部

1 3 0 略中央部

150 生体吸収性繊維

200 心臓

2 5 0 心房中隔

252 穴

3 0 0 カテーテル

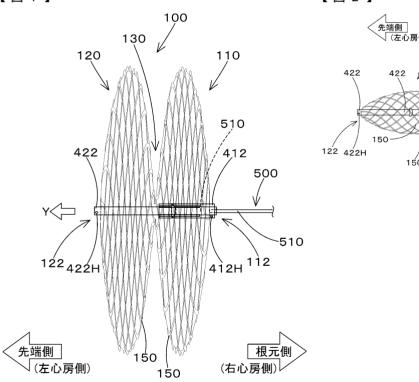
4 1 2 手元接合部

4 2 2 先端接合部

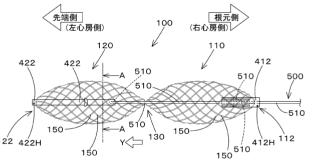
500 デリバリーケーブル (操作ワイヤー)

【図面】

【図1】



【図2】

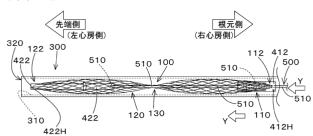


40

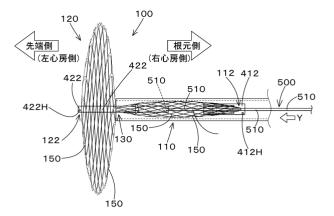
10

20

【図3】



【図4】

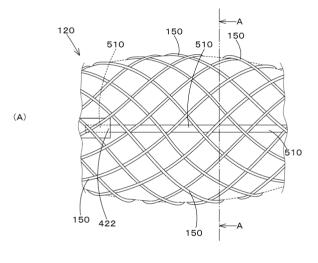


10

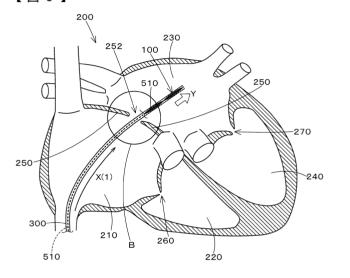
20

30

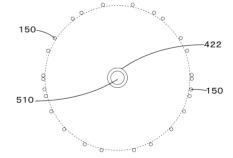
【図5】

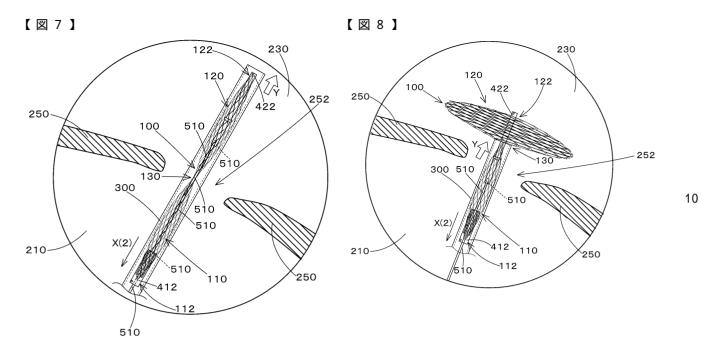


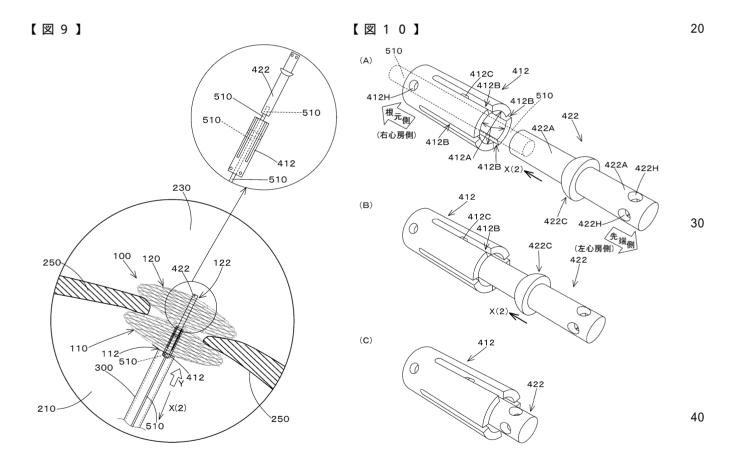
【図6】



(B)







【図11】

